知って得する年金情報

年金に関する情報については、たびたび広報でお知らせしているところですが、今回は知って得する年金情報を紹介します。

全額・社会保険料控除

国民年金保険料および国民年金基金保険料は、所得税の確定申告の社会保険料控除として全額対象になります。領収書など支払いを証明できるものを持って、申告をしてください。

なお、昨年四月から社会保険事務所が保険料収納を行っておりますので、市国保年金課で証明をすることはできません。

年金の裁定請求

国民年金は六十五歳から老齢基礎年金が支給されます。しかし、本人が請求しない限り年金の支給はされませんので忘れずに請求しましょう。

また、広報一月号で紹介した通り、六十歳からの繰り上げ請求や六十五歳を過ぎてからの繰り下げ請求の場合も、本人が請求しない限り支給されません。

厚生年金の経過措置

厚生年金の支給開始年齢は六十五歳に変更されましたが、下表の通り、経過措置として生年月日ごとに段階的に調整が行われていますので、参考の上、請求ください。

なお、厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢が六十一歳以上の方は、老齢基礎年金と併せて六十歳から繰り上げ請求する方法もあります。

60歳代前半の厚生年金

あなたの生年月日		支給開始年齢	
男　性	女　性	報酬比例部分	定額部分
昭和16年4月1日以前	昭和21年4月1日以前	60歳	60歳
昭和16年4月2日から昭和18年4月1日まで	昭和21年4月2日から昭和23年4月1日まで	60歳	61歳
昭和18年4月2日から昭和20年4月1日まで	昭和23年4月2日から昭和25年4月1日まで	60歳	62歳
昭和20年4月2日から昭和22年4月1日まで	昭和25年4月2日から昭和27年4月1日まで	60歳	63歳
昭和22年4月2日から昭和24年4月1日まで	昭和27年4月2日から昭和29年4月1日まで	60歳	64歳
昭和24年4月2日から昭和28年4月1日まで	昭和29年4月2日から昭和33年4月1日まで	60歳	
昭和28年4月2日から昭和30年4月1日まで	昭和33年4月2日から昭和35年4月1日まで	61歳	
昭和30年4月2日から昭和32年4月1日まで	昭和35年4月2日から昭和37年4月1日まで	62歳	
昭和32年4月2日から昭和34年4月1日まで	昭和37年4月2日から昭和39年4月1日まで	63歳	
昭和34年4月2日から昭和36年4月1日まで	昭和39年4月2日から昭和41年4月1日まで	64歳	
昭和36年4月2日以降	昭和41年4月2日以降		

※斜線部分は、65歳から老齢厚生年金および老齢基礎年金として支給されます。

「カラ期間」とは

現在の国民年金制度は、国内に住む二十歳以上六十歳未満の方すべてが加入することになっています。しかし、厚生年金等加入者の配偶者は昭和六十一年三月まで、学生は平成三年三月まで、任意加入期間で加入義務はありませんでした。そのため、老齢基礎年金の受給資格となる二十五年間（三〇〇カ月）の納付などの期間に満たない場合が生じるため、任意期間で加入をしていなかった期間を受給資格期間とみなし、合算する制度が整備されました。この期間が「カラ期間」です。

ただし、保険料を納めていないため支給される年金額には反映しません。

例えば、「カラ期間」とは次のような場合です。

○学生で任意加入をしていなかった期間（平成三年三月まで・在学証明などが必要）

○厚生年金・共済組合などの加入者および老齢年金受給者の配偶者（昭和六十一年三月までの期間）

○海外に在住していた期間（パスポートなど出国・入国を証明するものが必要）

○国籍を取得した方、永住権を持つ外国人の方で、①日本に入国する前の期間（二十歳以上の期間）、②日本への入国が昭和五十六年十二月以前で二十歳を超えていた昭和五十六年十二月までの期間（昭和五十六年十二月以前に国籍を取得した方は国籍取得の前月まで）。

厚生年金等加入者の配偶者Ａ子さんの場合

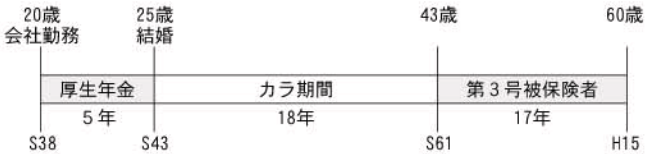

●Ａ子さんは、昭和38年（20歳）の時に就職（厚生年金に加入）、同じ会社に勤めるＢさんと結婚し退社（厚生年金を脱退）しました。
●その後は、夫が厚生年金に加入しているため、国民年金は未加入です。
●昭和61年に国民年金の改正で、国民年金の加入し第３号被保険者になりました。
●Ａさんは、厚生年金５年間と国民年金17年間で納付期間は22年間しかありませんが、昭和43年から昭和61年３月までの任意加入対象の未加入期間は、「カラ期間」として受給資格期間に合算でき、年金が受給できます。

問合せ　国保年金課　直通☎982・五一一七

都市計画の変更を行いました

建築基準法等の一部改正に伴い、１月７日付けで都市計画に建ぺい率を定めました。

定めた建ぺい率は、次の通りです。なお、**建ぺい率の数値は、今まで適用していた数値と同じです。**

近隣商業地域	80％
第一種住居地域・第二種住居地域・準住居地域・準工業地域・工業地域	60％

※建ぺい率とは、衛生や防火上の安全性の向上を図るため、敷地内に空地を確保するもので、次の計算式によって求めます。

$$建ぺい率(\%)=\frac{建築面積}{敷地面積}\times 100$$

問合せ

県県土整備部都市計画課　直通☎048・830・5341、

市都市計画課　直通☎982・9903